

公立大学法人による附属学校の設置について

1. 今回の検討の経緯について

(1) 公立大学法人制度について

地方独立行政法人制度は、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を有する法人を創設し、透明で自律的、弾力的な運営を行わせるとともに、適切な事後評価と見直しを行い、業務の効率性や質の向上を図ることを目的とし、地方独立行政法人法の制定により、平成16年4月に創設された。

公立大学法人制度は、地方独立行政法人制度の一類型として、地方独立行政法人法において制度化されたものである。

このことにより、地方公共団体の選択によって、公立大学の設置者を公立大学法人とすることが可能となった。

公立大学法人制度においては、国立大学法人の制度設計にならい、大学の教育研究の特性を踏まえた特例（学長選考機関、経営審議機関、教育研究審議機関等）を設けている。【参考資料1】

(2) 検討の経緯について

地方分権改革に関する地方公共団体からの提案等として、近年、公立大学法人による附属学校の設置等を可能とすることが求められており、今回、これらの提案を踏まえ、附属学校の設置について、生涯学習分科会にご報告を行うもの。

2. 公立大学法人による附属学校の設置について

(1) 現状

公立大学法人については、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができないこととされている。一方、国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより国立大学の附属学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校）を設置することが可能となっている。【参考資料2・3】

これは、従来、地方公共団体が直接設置する公立大学の附属学校については、一般の公立学校と同様に、地方公共団体が設置し、教育委員会が管理しており、公立大学法人による附属学校の設置を可能とすることについては、

- ① 公立大学法人が設置する学校となる場合、教育委員会の管理から外れることとなるが、その場合の学校の管理体制の在り方
- ② 教職員の身分、採用や異動等の人事の取扱い（公立大学法人が設置する学校となる場合、当該学校の教職員が非公務員の扱いとなり、教育委員会による通常の採用・異動では対応できない）などの検討が必要な課題が存在したことから、見送られたものである。

このため、公立大学法人化以前から存在する附属学校は、名称は「〇〇大学附属」であっても、その位置付けとしては、当該公立大学法人を設立する地方公共団体が設置し、管理する学校として存続している。【参考資料4】

(2) 地方公共団体からの要望（平成27年地方分権改革提案）

兵庫県（附属中学校・高等学校を設置）及び新潟県（附属幼稚園を設置）より、大学と附属学校との一体的な教育研究組織としての効率的な運営等のため、地方公共団体が設置・管理する附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置することを可能とするよう、要望。

(3) 検討の方向性等

本年4月施行の新たな地方教育行政の制度においては、大学は首長が、地方公共団体設置の学校は教育委員会が、それぞれ執行機関として引き続き所管するとともに、総合教育会議の開催等を通じて

両者が一層連携して教育行政に当たることとされた。

このことも踏まえ、公立大学法人による附属学校の設置に係る課題については、

- ① 公立大学法人の設置する公立大学の附属学校については、国立大学法人の例を参考に、その設置・管理の在り方を設計することが適当と考えられること、また、他の学校と同様、教育基本法、公職選挙法等が適用されること
- ② 公立大学法人の教職員の人事の取り扱いについては、国立大学法人の例にもみられるように、教育委員会とも協力することも考えられること

などから、国立大学法人の設置する附属学校の制度を参考として制度設計の検討を行うこととしている。

なお、公立大学法人による附属学校の設置を制度上可能とした場合でも、現在、名称において公立大学法人設置の大学の附属学校となっている地方公共団体設置の学校を、当該公立大学法人の設置する大学の附属学校として移管するかどうかは、公立大学法人及び公立大学法人の設立団体である地方公共団体の判断に委ねられることとするよう留意する。

【参考】 制度設計の比較

| | 国立大学法人設置 | 地方公共団体設置 |
|-------|---|--|
| 目的・役割 | 附属学校の性質に鑑み、①実験的・先導的な学校教育、②教育実習の実施、③大学・学部における教育に関する研究への協力に関する役割を担う | 教育の機会均等を保障するとともに、教育水準の維持向上を図るため、学校教育を地域的な偏りなく継続的・安定的に提供する役割を担う |
| 設置 | 国立大学法人法に基づく文部科学省令により設置 | 地方公共団体が条例により設置 |
| 設置者 | 国立大学法人 | 地方公共団体 |
| 教職員身分 | 非公務員 | 公務員 |
| 教職員人事 | 国立大学法人が実施 (教育委員会とも協力) | 教育委員会が実施 |

地方独立行政法人法における 「公立大学法人」制度の概要

概 要

- 地方自治体の選択により、公立大学法人による公立大学の設置が可能。〈H16〜〉
- 地方独立行政法人法において、「公立大学法人」に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例を規定。

「公立大学法人」制度における特例の概要

「国立大学法人」の制度設計にならい、必要な特例を規定。ただし、具体的な法人の組織・運営等は、地方自治体の裁量にゆだねる弾力的な制度。

○役員任命等

- ・法人の長(理事長)＝学長 を原則とする。(ただし、地方自治体の選択で別に理事長を任命することも可能。)
- ・学長は、「選考会議」の選考に基づいて任命するなど、学長・教員の任免等について、大学の意向を尊重する手続。

○運営組織

- ・経営に関する審議機関、教育研究に関する審議機関を設置。具体的な審議事項等は地方自治体が決定。
- ・地方自治体の判断により、役員会等の設置や学外有識者の役員への積極的登用等の機動的な体制。

○中期目標

- ・中期目標の期間(6年)、項目は、国立大学法人と実質的に同様。
- ・中期目標を定めるに当たり、公立大学法人の意見を聴き、それに配慮。

○第三者評価

- ・認証評価機関の専門的な評価を踏まえ、各地方自治体に置かれる評価委員会が評価。

○役職員の身分

- ・国立大学法人と同様、「非公務員型」とし、弾力的な人事システムを実現。

○設立認可

- ・都道府県が設立する場合は、総務大臣・文部科学大臣が共同認可。

概 要

○公立大学法人数(平成27年4月現在)

- ・66法人(全86公立大学中70大学、全16公立短期大学中8短期大学が法人立)

参考条文

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

附 則

第五条 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができない。

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

一 試験研究を行うこと。

二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。

三～五 （略）

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○国立大学法人法（平成15年法律第112号）

（大学附属の学校）

第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

専修学校について

1. 制度の創設

昭和51年1月に従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する組織的な教育を行うものを専修学校として位置付け、その教育の振興を図ることとした。

(「学校教育法の一部を改正する法律(昭和50年7月11日法律第59号)」(昭和51年1月11日施行))

2. 目的、課程及び主な要件

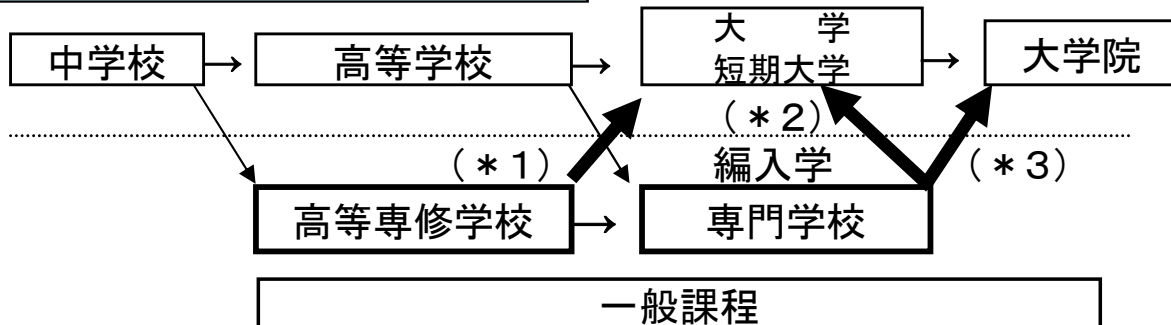
| | | | |
|----|--|---|------------------------------|
| 目的 | 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は <u>教養の向上</u> を図る。 (学校教育法第124条) | | |
| 要件 | 修業年限 <u>1年以上</u> 、年間授業時数 <u>800時間以上</u> 、常時 <u>40人以上</u> の在生 等 | | |
| 課程 | 高等課程 (高等専修学校) 入学資格: 中学校卒以上 | 専門課程 (専門学校) 入学資格: 高校・高等専修学校 (3年制) 卒以上 | 一般課程 入学資格: 限定なし (学歴不問) |

※ 各種学校: 修業年限1年以上(簡易なものは3ヶ月以上)、年間授業時数680時間以上(入学資格: 限定なし)

3. 修了者に対する称号の付与

修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「**専門士**」の称号、修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「**高度専門士**」の称号が付与される。

4. 他の教育機関との接続



一定の要件(修業年限、総授業時数等)を満たす専修学校の修了者については、
(*1) 高等専修学校から大学への入学資格
(*2) 専門学校から大学への編入学
(*3) 専門学校から大学院への入学資格
がそれぞれ認められる。

公立大学附属学校の状況

1. 公立大学の状況

公立大学については、公立大学法人設置と地方公共団体設置がある。

| | |
|---|--|
| <p>【全体】公立大学：86校、公立短期大学：16校</p> <p style="text-align: right;">※募集停止中の大学・短期大学は除く。</p> | |
| <p>【公立大学法人設置】</p> <p>公立大学：70校</p> <p>公立短期大学：8校</p> | <p>【地方公共団体設置】</p> <p>公立大学：16校</p> <p>公立短期大学：8校</p> |

2. 「附属学校」の状況

(1) 公立大学法人の設置する大学の「附属」の名称を用いている地方公共団体設置の「学校」(教育委員会が管理)

- ・兵庫県立大学附属高等学校
- ・兵庫県立大学附属中学校
- ・高崎経済大学附属高等学校
- ・都留文科大学附属小学校
- ・新潟県立幼稚園(県立新潟女子短期大学附属幼稚園から名称変更)

(2) 公立大学法人の設置する大学の「附属」の名称を用いている地方公共団体設置の「専修学校」(教育委員会が管理)

- ・秋田公立美術大学附属高等学院(秋田市設置)

(3) 法人化していない公立大学の「附属」の名称を用いている地方公共団体設置の「学校」(教育委員会が管理)

- ・福山市立大学附属幼稚園
- ・長野県短期大学附属幼稚園

(4) 法人化していない公立大学の「附属」の名称を用いている地方公共団体設置の「専修学校」(教育委員会が管理)

- ・なし

(参考) 国立大学の附属学校として設置されている専修学校

- ・東北大学歯学部附属歯科技工士学校(国立大学法人東北大学設置)
- ・大阪大学歯学部附属歯科技工士学校(国立大学法人大阪大学設置)